

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

入会金徴収及び不返還条項使用差止等請求事件

訴訟物の価格 1,600,000円

ちょう用印紙額 13,000円

平成30年7月11日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 長 野 浩 三 (主任)

弁護士 増 田 朋 記

弁護士 伊 吹 健 人

弁護士 森 貞 涼 介

弁護士 平 尾 嘉 晃

弁護士 黒 田 啓 介

弁護士 安 枝 伸 雄

弁護士 谷 文 彰

弁護士 荻 野 伸 一

弁護士 三 上 了 資

弁護士 中 出 威 一 郎

弁護士 西 谷 拓 哉

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援などを被告の義務内容とする入会契約を締結するに際し、消費者が被告に対し入会金を支払う旨を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、消費者との間で、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援などを被告の義務内容とする入会契約を締結するに際し、契約終了時に、被告が、消費者が既に支払った入会金の一部を返還しない旨を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 3 被告は、第1項及び第2項の内容が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を廃棄せよ。
- 4 被告は、その従業員らに対し、被告が第1項及び第2項記載の意思表示を行うための事務を行わないことを指示せよ。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、平成19年12月25日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である(甲1)。

(2) 被告

ア 被告は、「賃貸住宅、施設、老人ホーム及び病院等と契約する際の身元保証人、身元引受人、連帯保証人、緊急連絡先等たる地位に就く事業」等を目的とする一般社団法人であり(甲2)、消費者契約法2条2項の「事業者」である。

イ 公益法人日本ライフ協会と被告の関係(甲3)

被告の代表理事は、訴外公益財団法人日本ライフ協会（以下「日本ライフ協会」という。なお、平成28年3月18日、内閣府は公益認定を取り消している。）の京都事務所で活動していたものであり、同協会の経営破綻後、同協会の元役員らは、XXXXXXXXXXを含む多くの消費者に対し、従前の契約と同様の契約の継続を求めて、契約を締結させている。

日本ライフ協会は、平成22年に公益認定を受けて、身元保証業務を行っていたとされている。

しかし、平成28年1月15日、内閣府公益認定等委員会は、公益認定法に基づき、二者契約の預託金（不足額約2.7億円）を早急に確保するための回復計画の策定等を求める勧告を行った。そして、これを発端に、同月20日、日本ライフ協会の定期預金約1.7億円が、NPO 法人日本ライフ協会の借入金の担保に供されていたとの報道がなされるなど、日本ライフ協会の杜撰な経営実体が発覚したため、同年2月1日、同協会は、民事再生手続開始を申立てた。

そして、同年3月18日には、日本ライフ協会に対する公益認定が取り消され、同年4月1日、民事再生手続が廃止され、同月27日破産手続が開始された。

報道によると被害者である契約者は約2600人、負債総額は12億円に及んだという。

社会問題としては、公益認定法上、同協会は、預り金（死後の葬儀費用等）を弁護士等との三者契約により、法人と分離しなければ預かれないにもかかわらず、これを直接預託させた上、流用したことが、非難されている。

しかし、消費者被害として見れば、同協会が、高齢である消費者

から得ていた年間8億円を越える事業費を使い果たし、預託金に手を付けざるを得なかった営業を行っていたことこそ問題である。

なお、日本ライフ協会が、契約上、返金しないものとして定めていた契約金等は、一人あたり約100万円（入会金24万円、終身会費36万円、身元保証料36万円等）であり、さらに預託金として、死後事務のために約41万円を消費者から徴収しており、これも破産により消費者には返金されなかった。

すなわち、日本ライフ協会は、終身会費を取り、身元保証を長期に渡り行うといいながら、実際には、契約した年には、事業費として費消していたのであり、長期の契約を継続するつもりがなかったと思われる。少なくとも、客観的に、事業が継続できる状況とは言えなかった。

そして、被告の理事は、この日本ライフ協会に所属していたのであり、被告は同様のサービスを行うと言って消費者を勧誘しているのであるから、将来返金されるべき金員を保全できているかについては疑問がある。

2 被告の行う事業の内容

被告は、「かたつむりトラスト」に、消費者が入会する契約を不特定多数の消費者と締結しているところ、その実質的内容は、身寄りのない高齢者について、被告が、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援、死後事務支援、安否確認支援などを行うものとされている（甲4-2、第2章「支援」参照）、（以下、この入会契約を「本件契約」と言う。）。

3 被告が用いている契約条項

被告は、本件契約において、以下の条項を使用している。

(1) 入会金徴収条項 (甲 4 - 2)

第 1 2 条 1 項 甲は、乙に対して、初期支援事務費用及び支援基本料
金として、別表 1 に定める入会金を支払わなければならない。

別表 1 (費用)

入会金	¥ 5 0 0 , 0 0 0 -
(内訳) 初期支援事務費用	¥ 1 0 0 , 0 0 0 -
身元保証支援基本料	¥ 2 0 0 , 0 0 0 -
金銭管理支援基本料	¥ 1 0 0 , 0 0 0 -
死後事務支援基本料	¥ 1 0 0 , 0 0 0 -

(2) 入会金一部不返還条項 (甲 4 - 2)

1 7 条 4 項 有効な解約がなされたときは、この契約は、将来に向か
つてのみ効力を失う。この場合において、乙は、甲に対して、第 5 条、
第 7 条及び第 8 条に定める各支援の実施状況に応じ、次の各号に定める
基準により算定される合計額を、既納の入会金より返還する。

1) 身元保証支援 (第 5 条) 関連

乙が第 5 条第 1 項各号に定めるいずれかの支援又は同条第 2 項に
定める支援を行ったとき 0 円

乙が第 5 条第 1 項各号に定める支援及び同条第 2 項に定める支援
のいずれも行わなかったとき 2 0 万円

2) 金銭管理支援 (第 7 条) 関連

乙が第 7 条第 1 項各号に定めるいずれかの支援を行ったとき
1 0 万円より 1 ヶ月あたり 5 0 0 0 円を控除した額
ただし、1 ヶ月に満たない期間は、1 ヶ月 3 0 日とする日
割計算とし、控除額の合計は 1 0 万円を上限とする

乙が第 7 条第 1 項各号に定めるいずれの支援も行わなかったとき
1 0 万円

3) 死後事務支援 (第8条) 関連

10万円

4 本件徴収条項及び本件不返還条項の無効

(1) 消費者契約法10条前段

本件契約によって被告が履行義務を負う内容は、身元保証支援などの「法律行為ではない事務」の委託であるから、民法656条の準委任に当たる。

準委任契約において、受任者が委任者に対し金銭を請求できるのは、特約がある場合の「報酬」(民法648条)と、(特約がなくても請求できる)「費用」(同法650条等)のみである。

被告の入会契約書(甲4-2)によれば、被告は、委任事務の履行の対価として、毎月1万円の会費と、各種支援に対応したタイムチャージ制の報酬を消費者に対し請求できるとされている(11条乃至13条及び別表1)。また、支援に要する費用も、消費者が負担することが定められている(13条②)。

従って、「報酬」と「費用」に加えて、被告が消費者から入会金を徴収することは、民法上の準委任契約の適用による場合に比して消費者の義務を加重するものである(消費者契約法10条前段)。

(2) 消費者契約法10条後段

本件契約における入会金は、対価性のない金銭を消費者から徴収するものであるから、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項で無効である(同条後段)。以下、理由を説明する。

ア 本件徴収条項及び本件不返還条項は、入会金を全額徴収していた旧約款の後付けに過ぎないこと

被告が、約款を甲4-2に改める以前の約款が、甲4-1(以下、「旧約款」と言う。)である。ここでは、入会金の徴収及び返還につ

いて次のように定められていた。

旧12条1項 甲は乙に対して、別表1に定める入会金を支払わなければならない。

別表1 入会金 ¥720,000-

旧17条4項 有効な解約がなされたときは、この契約は、将来に向かったのみ効力を失うものとし、乙は、解約の理由にかかわらず、既納の入会金及び会費を返還しない。

旧約款の時点では、入会金72万円（後に50万円に改訂される）が、契約条項の全てをみても、何の対価であるか、具体的内容が一切明示されておらず、その対価性は全く不明であるうえに、無条件で全額を被告が徴収できるというものであった。

そもそも、消費者契約においては、消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在することが前提となっており（消費者契約法1条参照）、消費者契約関係にある、あるいは消費者契約関係に入ろうとする事業者が、消費者に対して金銭的負担を求めるときに、それに対応する利益の具体的内容を示すことは、消費者の契約締結の自由を実質的に保障するために不可欠であるから、事業者は消費者に対して、金銭的負担に対応する利益を具体的に示す信義則上の義務を負う。

これを本件についてみるに、入会金の内容を何ら明示していなかった旧約款は、被告が消費者に金銭的負担に対応する利益を具体的に示す信義則上の義務に反するものである。

また、下記で詳しく述べるとおり、この72万円という入会金には、そもそも、これに対応する消費者の利益が存在しない。

さらに、被告が過去に消費者から徴収していた72万円という額は、会費月額1万円の72倍であり、高額な金銭の支払義務を消費者に課

すものである¹。

従って、まず、旧約款における入会金の徴収条項は、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量すれば（最二小判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁）、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項であり無効である（消費者契約法10条後段）。

そして、本件徴収条項及び別表1の定めは、原告が旧約款に対する差止請求を行った後に改訂されたものであり（甲5）、実際は、従前、何も説明していなかった入会金50万円（旧約款が新約款に改訂される間に、入会金の額を72万円から50万円に変更する改訂がなされていた）を、事後的に初期支援事務費用などの4項目に振り分けただけであって、何ら内実を伴うものではない。

よって、改訂後の本件徴収条項も、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量すれば、同条に反し無効である。

本件徴収条項が無効である以上は、解約の場合に、入会金相当額の全部又は一部を保持できるとする本件不返還条項も、当然、同法10条により無効である。

イ 入会金の内訳とされる4項目には実態が伴わないこと

被告からは、本件徴収条項は別表1の記載と合わさって、金銭的負担の対価ないし対応する利益を明示しているとの反論が予想される。

¹ 最判平成23年7月12日判決（最高裁判所裁判集民事237号215頁）岡部喜代子裁判官の反対意見は、敷引金について、その性質の明示義務を事業者は負っているとし、敷引金額と月額賃料を比較した上で、その負担が消費者に決して軽くないことから、敷引金の特約が消費者契約法10条により無効であるとしている。

しかし、被告が入会金と結び付けて主張するであろう事務等の内容は、入会金の額に相当する程の実態はなく、その点からも消費者に一方的に不利益なものである。以下、個別に主張する。

(ア) 初期支援事務費用

本件の入会金の内訳には、「初期支援事務費用」として10万円を支払う旨が定められている。そして、これは解約した場合にも返金されないことになっている。

しかし、そもそも、「初期支援事務」の中身は全く不明であり、この不明な中身の無い事務の対価を徴収すること自体、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである。

また、「初期支援事務」という名称からは、契約締結に要する事務費用が想像されるが、そうだとしても、契約締結に要する事務費用の対価としては10万円は高額にすぎ、やはり極めて不当で、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである。この点、特定商取引法の特定継続的役務提供契約における中途解約では、役務提供開始前に中途解約した場合の損害賠償額の予定又は違約金の定めは、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額」を超えて請求することができないとされ（同法49条2項2号）、同政令では、3万円を超えて請求することが禁止されている（エステティック：2万円、美容医療：2万円、語学教授：1万5000円、家庭教師等：2万円、学習塾：1万1000円、パソコン教室：1万5000円、結婚相手紹介サービス：3万円、同政令16条）。これらに照らしても、契約締結に要する費用として10万円が高額に過ぎることは明らかである。

さらに、特定継続的役務提供契約では、役務提供後の中途解約時の

「損害賠償額の予定又は違約金の定め」では、「イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額、ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額」を超えて請求することが禁止されているが（同法49条2項1号）、ここでは、入会金などの「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額（として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額）」を別途徴収することは許されていない。従って、入会金は、原則として、中途解約時に請求もしくは没収することが出来ず、例外的に既に提供された役務の対価に相当する合理的な範囲が含まれ得るとされているが（消費者庁取引対策課ほか「平成24年版特定商取引に関する法律の解説」305頁）、上記の「初期支援事務費用」が提供された役務の対価ではないことは、その名称、内容等から明らかであるから、特定商取引法に準じて考えた場合には、中途解約時に返還せず、徴収するとすることはできないというべきである。

以上からは、「初期支援事務費用」として10万円を徴収し、これを返還しないとすする条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえ、消費者契約法10条により無効である。

（イ）身元保証支援基本料

- i 本件の入会金の内訳には、「身元保証支援基本料」として20万円と定められている（別表1）。

そして、身元保証支援とは、身元保証人等となること（5条1項）、及び、被支援者に代わって医療同意に関する意思表示をすること（同条2項）を内容としているようである。

- ii 身元保証人等必要の希薄性及び対価性の不存在

まず、身元保証人等が存しないことを理由に入所を拒否する介

介護保険施設等が多いわけではなく、[REDACTED]においても身元保証人が求められたことはないことについて述べる。

平成11年厚生省令第39号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）第4条の2においては、「指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。」と定められている（甲6）。

そして、「正当な理由なく」の解釈については、平成28年3月7日に厚労省老健局全国介護保険・高齢保健福祉担当課長会議において、老健局から全国の担当課長に対して「介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。」との指導がされている（甲7，17頁）。

[REDACTED]が、平成27年11月30日に、京都市菊浜老人短期入所施設との間で短期入所生活介護サービス契約を締結した際には、契約者として、利用者、代理人、事業者が書式に書かれており、代理人の箇所には当時の公益財団法人日本ライフ協会が記名押印している（甲8-1，2頁）。「(身元引受人)」というのは、当時の公益財団法人日本ライフ協会において記載したものに過ぎず、施設利用料等についての連帯保証責任等を負っている訳でなく、実態は連絡先に過ぎない。

同様に、同日付の確認書においても、当該書式には利用者名の外は代理人の欄と御家族名しかなく、当時の公益財団法人日本ライフ協会山本園枝が代理人の欄に自己の名を記している（甲 8 - 2）。

菊浜老人短期入所施設は、これらの書式から明らかなように、入所にあたって身元保証人を求めているなかった。

また、 が、平成 28 年 4 月 26 日に、介護老人保健施設香東園やましなと入所契約を締結した際、入所利用同意書には、「扶養者」の欄に京都高齢者支援協会代表理事長坪井太郎が、記名押印している（甲 9 - 2）。同じ書面の事故発生時の連絡先に坪井太郎と山本園枝の名があるが、その続柄の「(身元引受人)」とは、坪井太郎氏と山本園枝氏において記載したものに過ぎず、施設利用料等についての連帯保証責任等を負っているわけではなく、実態は連絡先に過ぎない。香東園やましなは、この書式から明らかなように、入所にあたり身元保証人を求めているなかった（甲 9）。

さらに、 が、平成 28 年 10 月 6 日に、特別養護老人ホーム深草しみずの里に入居する際に交わされた契約書書式には事業者及び入居者の外は代理人の欄があるだけである（甲 10 - 1）。重要事項説明書（甲 10 - 2）や同意書（甲 10 - 3）においても同様であり、身元保証人の欄などはない。同意書の入居者代理人・入居者家族代表の続柄にある「(身元引受人)」という言葉は、被告において記載したものに過ぎず、施設利用料等についての連帯保証責任等を負っているわけではなく、実態は連絡先に過ぎない。特別養護老人ホーム深草しみずの里は、これらの書式から明らかなように、入所にあたり身元保証人を求めて

いなかった。

以上から、身元保証人の必要がなかったことが、厚労省老健局の見解からも実際[REDACTED]が入所等した施設の諸書式からも明らかである。

そして、被告は、上記書式の続柄欄に「身元引受人」と記載しているが、身元保証人又は身元引受人とは民法上の概念でなく（当然のことながら、被告は「身元保証ニ関スル法律」にいう「身元保証人」（同法3条本文等）ではない。）、その法律上の性質が明確でない上に、入所者等の債務の保証が求められているわけではない。実際に旧日本ライフ協会や被告が身元引受人として行っていた業務は入所等にあたり、契約書等に名前と連絡先を記入する程度のことに過ぎない。成年後見人が、被後見人の入所等にあたり、代理人欄に自己の名前と連絡先を記入することは日常的に行われ、後見人報酬決定の審判にあたり、後見人が入所契約等に自己の氏名・連絡先を記載したからといって、後見報酬が増額されることはない。

入所契約書等に名前や連絡先等を記入する雑務に、仮に何らかの労力が発生したとしても、被告が何もしなくても利用者から徴収している毎月1万円の会費でその対価としては十分であり、本契約5条1項は、20万円もの料金との対価性に欠ける。

iii 医療同意等について

5条2項は、被支援者に代わって医療同意を行うことを内容とするようである。

しかし、医療同意権は法定代理人である成年後見人にも認められない。また、5条2項を字義通り読むと意味が不明であり、身体拘束等も含むこれらの事項に、被援助者そのものではなく被告

が、相手方等に意思を表示しなければならない局面においては、被援助者の「あらかじめ表示する意思」など観念しえず、結局は擬制された意思に過ぎない。5条2項は、適法に行いえないことを規定しているか、実際には起こりえないことを規定しているにすぎず、そもそも規定された役務が有効なものとして存在しえない以上、20万円もの料金との対価性に欠ける。

iv 身元保証支援基本料に対する対価不存在

以上から、5条1項の身元保証人等も同条2項の医療同意等も、そもそもその必要が希薄であったり適法に行うことができなかつたり又はその実際の役務を観念しえなかつたりするものを規定しているにすぎず、身元保証支援基本料との対価性は到底認められない。

(ウ) 金銭管理支援基本料

別表1(甲4-2)の入会金内訳では、金銭管理支援基本料として、10万円が計上されている。

しかしながら、金銭管理支援のうち、通帳、印鑑、キャッシュカード、有価証券及び現金等の管理(7条1項1号)は、被告の事業所内で保管する場合には特段の費用を発生させるものではないし、外部に保管する場合であってもその費用は消費者が負担することとされているから(13条②)、基本料として別途対価を要する実態を伴うものではないと考えられる。

次に、預貯金の契約、入出金、振込及び解約その他必要な管理(甲4-2, 7条1項2号)については、そもそも、金融機関が被告による消費者の預貯金の契約や入出金、解約等に応じるのかが疑問である。仮に被告がこれらの事務を行ったとしても、その対価及び費用は、消費者が負担することとされている報酬(11条乃至13条及び別表1)

及び費用（13条②）で賄われるものといえる。さらに、これらの事務は、日常生活支援の内容とも重なっており（6条1項3号）、同内容の事務を二重に評価している。

また、債務の履行（7条1項3号）や債権の行使（同項4号）は、そのほとんどが自動引落としや債務者からの振込みによるものであり、被告が事務を行う場面は極めて限られたものになると考えられる。そして、その事務も、上記の報酬や費用で賄われるものといえる。

さらに、「その他この契約の趣旨に鑑み、乙が相当と認める管理」（7条1項5号）は、その内容が不明確であるし、実際に同号に基づいて事務が行われる実態があるとは考えにくい。

以上からすれば、金銭管理支援に関して、消費者が被告に対して基本料として10万円の支払を要するような実態は認められない。

（エ）死後事務支援基本料

別表1（甲4-2）の入会金内訳では、死後事務支援基本料として、10万円が計上されている。

しかしながら、以下のとおり、8条各号の支援の内容についてみると、消費者は被告に対し、8条に挙げられた個々の死後事務を委任するとはいうものの、そもそも被告が実際に消費者から依頼された事務を行うことができるのか疑問である。

すなわち、第8条第1号．遺体の引き取り並びに死亡診断書等の受領、第2号．火葬許可申請、第4号．葬儀及び火葬、第5号．拾骨及び納骨、第6号．医療機関、施設、介護事業者、賃貸住宅の収去明渡しの手務は、そもそも、被告は消費者の相続人や親族ではないのであり、仮に被告より申し出されたとしても、第三者機関においては、実質的には応じてもらうことができるのか疑問である。

第6号．医療機関、施設、介護事業者、賃貸住宅の費用の精算及び

第7号. 電気, ガス, 水道, 電話等の費用の精算の事務は, 被告と消費者との関係性がわからないことが通常であり, 医療機関, 施設, 介護事業者, 賃貸住宅の賃貸人, 電気, ガス, 水道, 電話の各会社の第三者機関においては, 仮に被告から債務の弁済や精算を受けたとしても, 面前では実際に対応してもらえるのかは疑問であるので, ほとんどは自動引落としや振込による事務となり, 被告が事務を行う場面は極めて限られることが想定される。そして, その事務も, その対価及び費用は, 消費者が負担することとされている報酬(11条乃至13条及び別表1, 会費及び支援費)及び費用(13条②)で賄われるべきものである。

第8号. 社会保険, 住民基本台帳, 租税, 登記等に関する死亡の通知は, 被告は代理人ではないのであるから, 仮に被告よりなされたとしても, 行政においては, 実質的には被告を消費者の代理人と扱う対応がなされず, 被告が消費者から依頼された事務を行うことができるのか疑問である。

また, 第8条第10号の遺言執行については, 遺言で定められた遺言執行者が行うべき遺言執行事務であり, 遺言執行者への引き継ぎや遺言がない場合の相続人への引き継ぎは業務として考えられるものの, 死後事務委任の範囲には含まれないものであり, 遺言書等で遺言執行者として指定されない限り, 被告が事務処理をすることは考えられない。

第8条第11号. 「その他, 契約の趣旨に鑑み, 乙が相当と認める業務」は, その内容が不明確であるし, 相続人との間でトラブルが生じる原因ともなるものであるので, 予め消費者の意向の不明なものは死後事務として想定していないものであり, 実際に同号に基づいて事務が行われる実態があるとは考えられない。

更に、仮に被告が第8条各号の支援事務を行うことがあるとしても、その事務の対価及び費用は、消費者が負担することとされている報酬（11条乃至13条及び別表1、会費及び支援費）及び費用（13条②）で賄われるべきものといえ、入会金で基本料として別途対価を要する実態を伴うものではない。

すなわち、第8条第1号・死亡時の駆け付け、第2号・戸籍法に基づく死亡届、第3号・あらかじめ表示する意思に基づく訃報連絡、第7号・電気、ガス、水道、電話などの停廃止、第9号・金融機関、証券会社、保険会社その他の機関に対する死亡の通知は、被告が駆け付けたり、連絡や通知をするにすぎないので、上記の報酬や費用で賄われるものといえ、被告に入会金で基本料として別途事務の対価を要する実態を伴うものではない。

また、第8条4号5号の葬儀等や納骨等の事務については、被告自身で事務を行うのではなく専門の業者に委託することが想定される事務であり、また、死亡通知事務に関わり、消費者本人の死亡を証明するため除籍等の書類を取得するにしても、弁護士や司法書士のような専門家に依頼して処理すべき事務となるのであって、被告が実際に自ら事務を行う場面ではないことに鑑みれば、上記の報酬や費用で賄われるものといえ、被告に入会金で基本料として別途事務の対価を要する実態を伴うものではない。

以上からすれば、死後事務支援に関して、消費者が被告に対して死後事務支援基本料として10万円の支払を要するような実態は考えられない。

5 消費者契約法41条の要件

原告は、被告に対し、平成30年6月21日、消費者契約法41条に定

める書面をもって、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、消費者から入会金を徴収する意思表示、及び同契約が解除された場合に、消費者が被告に対し支払った入会金を返還しない旨の意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知徹底させる措置をとることを請求し、同書面は、同月22日、被告に到達した（甲11、12）。

6 消費者契約法12条3項の要件

被告は、今後も、不特定かつ多数の消費者との間で本件契約を締結するに際し、消費者契約法10条に該当し無効である本件不返還条項を使用し、また使用のおそれがある。

7 よって、請求の趣旨に記載の通りの判決を求めて本訴に及ぶ。

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

附属書類

1	訴状副本	1通
2	甲各号証写し	各1通
3	現在事項全部証明書	2通
4	証拠説明書	1通
5	訴訟委任状	1通

当事者目録

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

原告 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

上記代表者理事 野々山 宏

(原告代理人)

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所 (送達場所)

電話 075-222-0011 F A X 075-222-0012

弁護士 長 野 浩 三

弁護士 増 田 朋 記

弁護士 伊 吹 健 人

弁護士 森 貞 涼 介

〒604-0931

京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル2階

弁護士法人中村利雄法律事務所

弁護士 平 尾 嘉 晃

〒520-0056

大津市末広町4-5NS大津ビル5階

土井法律事務所

弁護士 黒 田 啓 介

〒600-8492

京都市下京区四条新町東入月鉾町39-1四条烏丸大西ビル8階

安枝法律事務所

弁護士 安 枝 伸 雄

〒 6 0 4 - 0 8 5 7

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 2 8 0 ヤサカ烏丸御所南ビル 4 階

京都第一法律事務所

弁護士 谷 文 彰

〒 6 1 2 - 8 0 5 3

京都市伏見区東大手町 7 6 3 若由ビル 4 階

弁護士法人伏見総合法律事務所

弁護士 荻 野 伸 一

〒 6 0 6 - 8 1 0 3

京都市左京区高野西開町 1 5 にしきマンション 3 0 6

北川法律事務所

弁護士 三 上 了 資

〒 6 0 4 - 0 8 4 7

京都市中京区烏丸通二条下ル前田エヌビル 9 階

国松法律事務所

弁護士 中 出 威 一 郎

〒 6 0 4 - 0 9 7 1

京都市中京区富小路通丸太町下ル富友ビル 2 階

西谷・三田村法律事務所

弁護士 西 谷 拓 哉

〒 6 1 2 - 8 4 4 4

京都市伏見区竹田田中宮町 1 7 番地富士和ビル 2 階

被 告 一般社団法人京都高齢者支援協会

上記代表者代表理事 坪 井 太 郎